

平成28年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

平成28年4月22日（金）9：30～

宗像市役所3階 第2委員会室

委員出欠表（■出席 □欠席）			
■黒瀬委員	■日高委員	□大方委員	■萩島委員
■花田委員	■中村委員	■新留委員	■北崎委員
■高原委員	■吉田委員	■伊藤委員	■有馬委員
■酒井委員（代理）	■毛利委員		

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の決定
- 3 審 議
第1号議案 宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）について
- 4 報 告
立地適正化計画について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

配 布 資 料

- 1 議案書（第1号議案）・・・事前送付
- 2 参考資料（第1号議案、報告）・・・事前送付
- 3 付議書の写し（第1号議案）・・・当日配布

平成28年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

○事務局

それでは、まずここで審議会の開会に先立ちまして、現在、13名の委員のご出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますことを委員の皆様にご報告いたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

《配布資料の確認》

○会長

それでは改めまして、事務局からご報告のとおり、定足数に達しておりますので、只今から平成28年度第1回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、会長代理の指名ということですが、宗像市都市計画審議会条例第5条により、私の方で指名するようになっておりまして、日高委員に是非お願いしたいと思います。日高委員、よろしいでしょうか。

○日高委員

はい。

○会長

それでは、会長代理は日高委員にお願いします。

次に、審議会の議事録署名委員の選出でございますが、運営方針に基づいて決めさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。委員の皆様の名前札に番号がついております。これが委員番号となります。議事録署名委員ですが、1番の会長を除きまして、番号順にお二人ずつお願いしたいと考えております。なお、ご欠席の場合は、順次、次の番号の委員にスライドするというので、本日は2号委員の日高委員と4号委員の萩島委員にお願いしたいと考えております。また、議事録の作成方法につきましては、今までどおり、原則、発言者とその内容のすべてを記録し、ホームページ上で公開するという方法で行いたいと考えております。

○会長

これでよろしいでしょうか。

—「はい」の声—

○会長

それでは審議に入ります。事務局の方からお願いいたします。

○事務局

はい。ここで、都市建設部長から本日の審議案件につきまして、都市計画審議会への付議をさせていただきます。先程お配りしました付議書をご覧ください。

《付議書の読み上げ》

○会長

それでは、付議を受けましたので、審議に入りたいと思います。本日は1件の付議案件がございます。第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案、田熊地区地区計画の変更についてご説明いたします。

まず、田熊地区の位置でございますが、事前配付資料の4ページをご覧ください。本地区は、JR東郷駅から北へ約0.7キロメートルに位置しておりまして、交通利便性が高く、地域の総合医療施設として整備された医療施設などが集合している地区でございます。

次に、本地区の区域と現在の施設の配置についてご説明いたします。5ページをご覧ください。区域としましては、地区計画の区域を赤色、地区整備計画区域を青色で示しております。また、地区施設としての緑地を緑色で示しております。施設の配置としましては、地区の中心部に宗像医師会病院を核として、検診センターや急患センターなどの医療施設が集合しており、周辺部には、医学的な管理のもとでリハビリを受け、家庭への復帰を目指す老人保健施設よつづかななどがございます。

まず初めに、本地区の地区計画を変更することになった経緯をご説明いたします。参考資料の1ページをご覧ください。本市では、急速な高齢化が進む中、超高齢社会に対応する持続可能な社会保障制度の確立を図るため、効率かつ質の高い医療を提供する体制の構築を行うとともに、介護の総合的な確保を推進することが求められております。そこで、地域医療介護総合確保推進法の改正に伴い、平成27年3月に宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしまして、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの具現化に向けた取り組みを推進するため、保健福祉施設の土地利用を追加するものでございます。

続きまして、今回の地区計画の変更案についてご説明いたします。次のページ、2ページをご覧ください。今回の変更点といたしましては、まず、地区区分の地区名称の変更でございます。今回、保健福祉施設を追加するため、「総合医療施設地区」から「医療・保健福祉施設地区」に変更するものでございます。次に、建築物等の用途の制限でございます。現行では、病院などの医療施設やその業務に関連する施設に限定しておりましたが、先ほど申しましたとおり、医療機関と保健福祉機関が連携し、サービスを一体的、継続的に提供できる保健福祉施設の立地を誘導するため、老人ホームや老人福祉センターなどの保健福祉施設の用途を追加いたしまして、本地区内での建築を可能とするものでございます。また、建築物等の形態又は意匠の制限につきましては、平成26年に策定いたしました景観計画におきまして、建築物の形態意匠、色彩などをきめ細かく定めましたので、景観計画に基づいたものにするよう変更しております。建築物の高さの最高限度や壁面の位置の制限につきましては、現行の規制からの変更はございません。しかし、文言を原則として統一するという内部の方針であることから、「20メートル」と書いているものを「建築物

の高さの最高限度は20メートルとする」に、また、1mの「m」をカタカナの「メートル」にそれぞれ変更するものでございます。

なお、今回の変更案を本年3月22日から4月5日までの間、都市計画法第17条に基づき公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでしたので申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

ただいま、事務局から第1号議案について説明がありましたので、質疑応答に入りたいと思います。まず、質問書についてですが、事前に提出がありましたでしょうか。

○事務局

事前の質問書の提出はございませんでした。

○会長

それでは、今ここでご質問がありましたらお願いいたします。無いようでしたら審議に入りたいと思いますが、ご意見等はございますでしょうか。

○新留委員

質問も含めてよろしいでしょうか。景観計画の中に色彩がありますよね。自由ヶ丘などでも、福祉施設が建ってからその施設の建物の色について住民から意見が出たり、過去、宗像市でもそのような事例がありました。

この景観計画の色彩などは、際立って奇抜なものでなければよいという規制なのですが、建替えて家を建て直し、塗装をする際にもこういったことを踏まえてやらないといけないということですよ。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

資料の5ページ、田熊地区地区計画の計画図という図面をご覧ください。先ほどご説明いたしました地区計画区域と地区整備計画区域というものがございまして、地区計画区域には入っていますが、地区整備計画区域には入っていないということで、先程申しました地区計画の規制がかからないということになっております。クリーム色の部分に入りますと、地区整備計画の中に入る、地区計画の規制がかかってくるということです。赤色では囲まれてはいますが、白地の部分については地区整備計画は適用されないということになっておりますので、景観についても今までどおりの景観計画に従った指導になっていくというふうに考えております。

○新留議員

それで、その規制はかからないということですが、その建物が建った時点ですごく色彩が奇抜だったりして、いわゆる住民とのトラブルが結構あった経緯がありました。それで、地区計画の区域の方々には、こういった色彩等について住民への説明はされているのです

よね。

○会長

はい、事務局からお願いします。

○事務局

今回の地区計画の変更につきましては、地区が変更になっておりませんので住民の皆様には説明はしていません。

色彩の基準について少し補足説明をさせていただきます。新留委員のご質問につきましては、宗像市が平成26年の10月から景観計画を運用しておりまして、市内全域が景観計画区域であるというふうになっております。この田熊地区につきましては、景観形成一般区域という場所になっておりまして、特に制限というということでありまして、定性的な制限しかございません。この景観計画のいわゆる重点区域と定めております、主に玄海地域になりますと、派手な色彩ができないように、別途、色彩の基準というものを設けておりまして、いわゆる光沢感があるような色でしたり、目立つ色というのはいかなるような規制はしているところなのですが、この田熊地区や自由ヶ丘といったところは、周辺の家屋に調和するような色彩とするといった定性的な制限になっているということになります。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○毛利委員

消防署の裏からこの施設に入ってくるアクセス道路は1本だけで、このアクセス道路が非常にカーブして狭いですよね。この辺あたり、例えば、熊本で地震があったときのように、そのアクセス道路に支障が出た場合に、ここは緊急の医療を行う拠点になると思うのですが、万が一、そのアクセス道路が崩落、崩壊した場合に別のアクセス道路がないと、地区の重点的な医療の確保ができないのではないかというふうな感じはします。この整備を行うときに、アクセス道路の入り口を1本だけのままでいくのか、それとも、もう1本アクセス道路を整備計画の中に盛り込んでいくのか、そういったところの計画はあるのでしょうか。

○会長

それでは事務局からお願いします。

○事務局

現在のところございません。

○会長

しかし、これは非常に大事な指摘だろうと思いますので、今後、検討はしていったほうがいいのではないかなという気はいたしますが、そういう意見が出たということを議事録に載せて、保存したいと思います。

○事務局

将来的にはそういったものも考えていかなければいけないというふうには考えておりません。

○会長

それでは他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○北崎委員

事前に読ませていただいて、医療の集合施設、それに今度は保健福祉施設等が加わるというふうになるのだなと思ったので、今ある、例えば老人保健施設よつづかなど、これは保健施設になるのですか。医療施設になるのですか。また、言葉尻なのですけれど、「促進する」と「誘導する」という言葉尻が微妙に違う、トーンが上がってきているのかということと、それから「保全のため」というところ、今度、「保全を図るため」の「図る」というのが付け加えられているので、その辺の言葉尻で必要性のトーンがすごく上がっているのかどうか、その確認をさせていただきたいと思います。

○会長

はい、事務局からお願いします。

○事務局

まず言葉の説明ですが、もともと地区計画は昔からありまして、以前は「促進する」などの記載がありましたが、最近、「誘導する」、「図る」というような文言に全国的に変えていっておりますので、本市においても全国的なところに足並みを揃えるということで、今回変えたというところがございます。医療・保健福祉施設ということで、本市でも計画がありますので、そこはしっかり誘導していくというような形でも、意気込みを感じて変えております。

また、こちらの図面にあります、よつづかの施設の性格ということでございますが、これは医療の施設ではございません。介護老人保健施設という位置づけでお考えいただければと思います。

○北崎委員

そうすると保健福祉施設が、地域包括ケアシステムだからこれはシステムの問題であると思いますが、資料を読んでいると中核をなすような施設がここに建てられるようにするための一つの土地利用の見直しだろうと思いますが、そのあたりの見直しはあるのでしょうか。

○会長

それでは、事務局からお願いします。

○事務局

今お話いただきましたように、地域包括ケアシステムの構築というのは、私どもの大きな課題の一つでございます。ただ、具体的に個別の施設整備等、そういった部分については、これからまた具体的に検討を行っていくという段階でございます。

○北崎委員

それと新旧対照表を見ると、児童の厚生施設で、以前、あそこはたしか児童相談所があったと思います。今はもうなくなって場所が変わったのですが、そういう施設も含めて考えられると受け取っていいでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

おっしゃるとおり、福祉関係や保健関係を広げたところで、用途を幅広くとったほうが、そのときに広げるよりも、全体的なケアシステム上必要ではないかなというふうに考えておりますし、公共施設についてはすぐにでも設置できるような体制をとっていくべきではないかなということで今回入れております。

○会長

それでは他にございませんか。

それでは採決に移らせていただきたいのですけれども、この議案に対して反対という方はいらっしゃいますでしょうか。なければ、異議なしということで、可決ということよろしいでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

ありがとうございました。

これで本日の議案の審議はすべて終了いたしました。皆様ご協力ありがとうございました。

続きまして、報告関係につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

今日、報告をさせていただきますのは、宗像市立地適正化計画についてでございます。お手元の資料をご覧くださいでしょうか。こちらに沿って説明をさせていただきたいと思います。非常に盛り沢山ですけれども、できるだけコンパクトに説明させていただければと思っております。

1ページ目に目次として示しておりますけれども、「コンパクトシティ」ということが言われております。地方創生の中でも、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」というようなことが言われてきております。平成26年8月に、都市再生特別措置法の改正、施行が行われておりまして、これに基づく「立地適正化計画制度」というものが立ち上がっております。これにつきまして、宗像市では、この立地適正化計画というものの策定に着手しておりまして、その現状についての報告ということでございます。

まず最初に、コンパクトシティにつきまして、改めてということにはなりますけれども、もう少し確認をさせていただきたいというふうに思います。資料の方では、3ページから記載をしておりますけれども、国で言われておりますコンパクトシティの背景としまして

は、やはり人口減少、それから高齢化というものが大きく関わっているというふうに考えております。

5ページに記載しております内容でございますけれども、ご承知のとおり都市部におきましては、福岡市も特にそうですけれども、人口がまだ増加をしております、非常に都市の活力が増強しているという状況だと思っております。一方で、地方都市につきましては、急激な人口減少と高齢化に直面しているというところでございます。宗像市におきましても、いよいよ人口減少に入っていこうかというような状況になっておりますが、郊外型の開発等が、これまで進んできたわけでございます。市街地が拡散していく、そして低密度化が進んでいくというような状況が地方都市で進んでおります。これにつきましては、今後、この拡散した形ではなくて、集約化を図っていく必要があるのではないかというような、基本的な観点に立っているというふうに考えております。

6ページに地方都市政策の方向性が掲げられております。コンパクトシティというものが、1990年代あたりから言われ出したかなというふうに思っております。これにつきまして、一時期は、例えば中心市街地の活性化でございますとか、一極集中のような誤解というものがあつたように思いますけれども、今言われておりますコンパクトシティというのは、一極に集中するのではなくて、多極、さまざまな拠点があつて、そこに集中を図り、ネットワーク、公共交通でしっかり結んでいくというような考え方が主流になっていくかと思っております。

8ページ目、9ページ目に、集約型都市構造のあり方というものが示されております。国の方で、かつての市街地のあり方から、今後こういうふうに向かうべきだということなどが図で8ページに示されております。一極に集中するのではなく、低密度化していた拠点を一定程度集めていき、公共交通で結んでいこうというようなイメージかと思えます。それから9ページでは、宗像市でも、都市計画マスタープランの中で宗像版の集約型都市構造の形成を進めていこうということを位置づけしているところでございまして、その集約化の方向性としましては、9ページ、1)、2)、3)で記載をしております。自然環境ですとか歴史的遺産の保全活用、それから2番目に、市街地と中心拠点などの形成を図っていくという方向性、そして3番目に交通ネットワークをしっかりと形成していこうという、この方針に基づきまして、宗像版の集約化を進めていこうということが基本的な方針として位置づけがなされているところでございます。

そして、次の10ページ目からは、国が示しております都市再生特別措置法に基づいた立地適正化計画の策定について抜粋をしております。この立地適正化計画制度といいますのは、市町村が策定をするということで、現在、全国で200を超す自治体が策定に取りかかっているというふうに聞いております。この制度について、細かく言いますとかなり時間かかってしまいますので端的に申し上げますと、医療・福祉、商業系の施設等の都市の機能や居住する住宅等を集めて集約化を図っていくエリアを設定いたします。そして、そこに誘導していく、まちづくりの方策を記載する、そういった形で都市のコンパクト化

を図っていくというものを計画策定し、実施していこうというような制度というふうに認識をしております。簡単に言いますと、13ページにその区域の決定についてのイメージが記載をされております。この図の中でご覧いただきたいと思いますが、緑の実線、立地適正化計画の区域というのは、都市計画区域でございます。宗像市でいいますと、離島を除くところが都市計画区域というような設定でございます。その内側に青の点線がかかっておりますのが市街化区域でございます。宗像市の方でも、市街地部分を中心に形成をされております。そして、その内側に水色で網をかけたような形となっております居住誘導区域を設定します。市街化区域よりも内側に居住を誘導していくエリアを設定するというようなことでございます。そして、居住誘導区域の中に赤い網掛けの丸で囲っておりますこういったエリアを、都市機能、商業ですとか医療・福祉、そういった都市の機能を誘導していく区域として設定するという事で、全体でこうしたイメージで集約化のエリアを決めていきたいと思いますというような考えでございます。

15ページになりますけれども、誘導施設の設定といたしまして、こうした高齢化の中で必要な施設ですとか子育て関連の施設、それから商業系の施設、公共施設があります。こういった施設の誘導を考えていこうというような仕組みになっております。

そして、17ページからになりますけれども、まず、都市機能誘導区域のエリアを設定し、計画を策定した後には、そういった都市機能を誘導するに当たり、計画で位置づけをしたものに対しては民間が立地する場合につきましても支援措置が得られるというような状況でございます。逆に言いますと、そういう位置づけがないエリアに違う施設が立地するような場合につきましても、建てられないということではないのですけれども、都市計画の考え方を基本にした上で、この立地適正化計画で位置づけをしているもの、そして位置づけしていないものについては、届け出をすれば立地ができるというような形になっております。

18ページの居住の考え方につきましても同様でございます。居住誘導区域の中に住宅関係を誘導していこうと、居住を誘導していこうと考えてはございますけれども、そこから外れたエリアにつきましても、届出等すればもちろん立地ができるということとして、これによって外れたところが、特に立地ができなくなるということではないということは重点的に国からも説明があったというところでございます。

こういった立地適正化計画制度につきまして、20ページ以降に宗像市の作成に取りかかっている体制について記載をしております。宗像市では、住宅団地の再生あるいは都市再生というような言い方もしますけれども、これにつきまして、平成25年度から調査研究を進めまして、方針立てをしてきたところでございます。この考え方を継承するような形で、今、立地適正化計画の策定に着手をしているというような状況でございます。22ページに策定の体制のイメージを示しておりますけれども、昨年の12月に立地適正化計画策定委員会第1回の開催をいたしました。外部委員を含めての附属機関でございます。黒瀬会長に、この立地適正化計画策定委員会につきましても会長を務めていただいております。

当然この都市計画審議会の関係性が非常に深いということをお願いをし、了解をいただいで進めているところでございます。庁内での関係体制で、策定素案をつくりながら委員会に諮って、という形で進めているわけでございます。都市計画審議会の方には、今日、第一回目の報告という形で説明させていただいております。この後、計画の素案ができ上がったところで、再度報告、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

23ページに、策定の方針について示しております。特に位置づけのところ、真ん中、緑の網掛けをしております第2次宗像市都市計画マスタープラン、そして、これの一部というような位置づけになろうかと思っております宗像市立地適正化計画を策定していくような形で、この両計画の調和を図る形でまちづくりを進めていく必要があるかと思っております。また、ネットワークの部分で公共交通に関しましても、非常にこのコンパクト化、集約化を図るにつきましては重要な部分になっております。宗像市でも今年度、地域公共交通網形成計画の策定を予定しております、公共交通の視点と都市計画の視点とをあわせて、集約化のまちづくりの方針立てをしていきたいというふうに考えてございます。

25ページに策定のスケジュールを示しております、実際のこの計画の策定につきましては、29年度、来年度の秋ぐらいの完成というものを目指して、今進めているところでございます。この計画の素案につきましては、今年度末、もしくは、29年度の頭に入る可能性はございますけれども、それぐらいの時期までに素案を策定しまして、再度この都市計画審議会にもお諮りさせていただきたいというふうに考えてございます。

そして、26ページからは現在の策定の状況について抜粋をしております。これにつきましては、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。27ページに人口のこれまでの推移を示しております。人口そのものは増加しておりましたけれども、1世帯当たりの人口などは減少してきておまして、核家族化あるいは単身世帯の増加というところの状況が伺えるかと思っております。28ページに土地利用の状況を示しております、赤く示しております建物が建っているような用地、これが33年経過し、平成21年時点でかなり広がっていることがお分かりいただけるかと思っております。次のページにDID地区、人口集中の地区につきまして動向を示しております。地区そのものの面積が拡大をしております。あわせて、地区内の人口、それから人口密度ともに着実にこれまで増加してきたというような状況でございます。30ページには空き家の状況を示しております。国の調査の中で、特に一戸建ての空き家につきましては現在もまだ増加が広がっているというような状況です。31ページ、32ページにつきましては交通の自動車の依存度が高く、それが高まってきているというような状況を示しております。33ページに公共交通、バス路線の状況を示しております。路線の中で赤い線で示しておりますのが西鉄バスのルートでございます。市内を走る県道など幹線道路を中心にネットワーク化されている状況でございます、それを少し取り巻くような形で、緑の線になりますが、ふれあいバス、写真が掲載されておりますオレンジのバスでございます。24人乗りのバスが、それ取り巻くような形で走っているという状況です。そのまた外側、写真に示している10人乗りのコミュニ

ティバスが、この緑のふれあいバスの外側を網羅するような形で走っているというような状況でございます。

少し飛ばしまして、人口の見通しについて少しだけ触れたいと思います。38ページでございます。将来の人口の推計を示しております。国立社会保障・人口問題研究所が示しておりますのが水色の実線から点線にわたるところでございます。そして、私どもの方で考えておりますのは、平成27年の数値としましては、研究所の数値よりもまだもう少し上回っているような状況がございましたので、立地適正化計画としましては、この少し上回ったような数値がそのまま進んでいくことを想定しまして、平成27年の目標と目標数値を設定しているところでございます。ちなみにこの高齢化率で見ましても、平成27年、26.9%という数値が、平成52年あたりで見ますと、35.4%ということで、これは高齢化率が進行していくということが予測されているわけでございます。続きまして40ページに人口増減の予測を示しております。平成22年を基準といたしまして、一部に赤色で、20年後に人口が100人以上増加するようなエリアもございますけれども、ご覧いただいておりますとおり、青の色が濃くなったところが人口減少、人数的には急激に減っていくような地域というようなところでございます。全体的に見ましても、この水色、青色がエリアとして多くなってきているというような状況でございます。

42ページからは、バスのサービス水準や現在の生活機能などをこういったエリアにプロットしておりまして、それを参考に今、集約化を図っていかうというようなエリアを検討しているところでございます。44ページにも、建物の建築年数、高齢者の数、そういったものの予測についても記載をした中で、エリアの設定を今考えているところでございます。

これらを踏まえまして、46ページ、47ページに、現時点での都市構造上の課題、そういったものを整理しており、一つ目に公共交通の充実でございます。そして、二つ目に生活サービス機能、商業、医療、福祉、介護そういった機能の利便性を確保していく必要があるという課題を示しております。3番目に居住環境の維持ということで、空き家、空き地そういったものをいかに利活用していくかということが課題になっているところでございます。それから、4番目に公共交通とも絡みますけれども、生活サービス機能を享受できるようなまちづくりを進めていくべきということで、基本的に歩いて暮らせるまちづくりを目指していく、これは都市計画マスタープランでも基本的に同じ考えだというふうに考えております。5番目には災害に対応できるような安全性の確保、そして、最後に都市経営の安定化を図っていく必要があるということで課題を整理しております。

先ほど申し上げましたようなエリアの設定について、現在、たたき台を作って議論を始めているところでございますが、この後は、エリアの設定を確定をさせまして、誘導していく方策、まちづくりの方策、そこを記載し、最終的にまとめあげていきたいというふうに考えております。

少し早口になりましたけれども、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございました。

非常に、内容が多岐にわたってございましたけれども、ここで事前の質問書はございますか。

○事務局

特にございませんでした。

○会長

それでは、今ここで質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

かなり内容が濃いので、ここですぐというわけにはいかないと思いますけれども、また機会がありましたら、市に聞いていただければ答えていただけるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○花田委員

最後の方に課題は書いてありますが、行政の中でこれについての対応策あたりもわかる分については載せていただくと一般の人はわかりやすいなと思います。

あと一つ、厳しいことを言いますが、今から人口減っていき、高齢化もしていきます。そこで、市の職員さんが400名近くおられると思うのですが、宗像市外に住んでいる方が何名ぐらいおられるのか。そして、その人たちは宗像に住めないのか、まず身近なところから人口を増やすということもひとつの手じゃなかろうかと思うのですが。

○会長

2件ございましたがお願いします。

○事務局

はい、ご指摘のとおり46、47ページで示しております課題についての対応でございますけれども、やはり、想定されている部分の方向性としてはあるのですが、この時点で、まだお示しができてないということにつきましてはご容赦いただきたいと思います。基本的な考えだけ少し申し上げますと、やはり高齢化が進んでいくというのはどの都市もある程度同じ部分があるのでしょうかけれども、大規模な住宅団地を抱えております本市としましては、その進み具合が非常に早いというのが一つ特徴かというふうに思っております。申しあげましたような、誘導していく都市機能であったり、まちづくりの中で必要な生活サービス機能であったりという部分に関しましては、高齢者に配慮したような、そういった施設の誘導を、また、あわせて、子育て世代の方々と一緒に住めるような共生できるようなまちづくりというのが必要になるのではないかなというふうに考えておまして、それぞれの課題にどう対応していくかということにつきまして、今議論を深めていきまして、誘導方策として定めていきたいというふうに考えております。いろんな場面で、関係団体の皆様方にもできるだけ、この立地適正化計画もありますけれども、住宅団地の再生やコンパクトシティにつきましては、セミナーのようなものですかシンポジウムのような

なもの形で、皆さま方のご意見もお伺いできるような形をとっていければというふうに考えております。

2点目につきまして、私どもの方でなかなかどうこうというのはお答えするのが難しいというのが正直なところではございますけれども、議会、委員会も含めまして、同様なご意見というのはいただいているところでございます。なかなか強制というのは難しいというような考えかとは思いますが、やはり、できるだけ市内に住んでいくべきだろうという考えは市民の方々からの御意見としても十分に私どもが受けとめるべきと思っております。

○会長

それでは、今いただいたご意見等を踏まえて、今後、立地適正化計画を進めていただきたいということでございます。

それでは次に移ってもよろしいでしょうか。

市の方でこれ以外の報告事項等ありましたらお願いします。

○事務局

原町地区の街なみ環境整備事業についてご報告をさせていただきます。といたしますのも、平成26年8月11日の都市計画審議会におきまして、原町地区の地区計画の決定の審議をしていただいたところです。その際に、会長と原町の街なみ環境整備事業の再評価を行うというお話をしたときに、アンケートの結果や事業評価の結果につきまして、この都市計画審議会で報告をしていただだけませんか、といったご意見をいただいておりますので、この場でご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、原町地区のアンケートの結果について申し上げますと、このアンケートは平成27年8月に、原町地区の住民を対象にしたアンケートと原町に遊びに来られた方、来訪された方に対して行ったアンケートの2種類実施をしております。両方とも100名を超えるアンケートの回収をしております。そのアンケートの結果の中ですが、2種類どちらのアンケートも歴史的街なみを保存する必要がありますと、約8割の方が回答をしているところです。特にその中でも、原町に遊びに来られた、来訪されたアンケートの方が、今後も積極的にこの街なみを保全する必要があるという回答をしております。これら2種類のアンケートの結果を踏まえまして、今年の3月になりますが、原町街なみ環境整備事業の再評価検討委員会というもので審議をしました結果、今回のこの事業につきましては、地区住民や来訪者からの一定の評価を得ていると、また、当初、計画でありました道路や公園の整備につきましても当初の目的を達成しているという判断をしたところです。これにより、この原町街なみ環境整備事業は当初の計画を達成しているという判断をしまして、ここでいったん終了しようということになりまして、原町のまちづくりにつきましては、再度、どういった方向になるのかをまた住民で考え、次のステージに進んでほしいという委員会の意見でまとまりました。こういった結論に至りまして、この再評価を終えたところです。

以上、簡単ではありますが、原町街なみ環境整備事業についてのご報告となります。

○会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特になければ、これで報告を終了したいと思います。

それでは、これですべての議題が終了いたしましたので、本日の都市計画審議会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。